

## 第八管区海上保安本部公示第31号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年6月19日

第八管区海上保安本部長

佐々木 渉（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 鳥取県鳥取港湾事務所
- (2) 住所 鳥取県鳥取市港町8番地

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 網代漁港（別添付図参照）
- (2) 期間 許可日（令和8年6月19日）から令和8年8月31日までのうち2日間

### 3 水路測量の実施方法

スワス音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

### 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する

